

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

#### 佐賀県教育委員会規則第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(佐賀県教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 佐賀県教育委員会公告式規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
法第14条第2項の規定に <u>基く</u> 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関しては、佐賀県公告式条例(昭和25年条例第39号)の定める規定の例による。	法第15条第2項の規定に <u>基づく</u> 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関しては、佐賀県公告式条例(昭和25年条例第39号)の定める規定の例による。

(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長等に専決させる事項、臨時に代理させる事項及び委任する事項について定めるものとする。 (議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる <u>事務</u> を議決するものとする。 (1)~(7) 略 (8) <u>教育長、教育庁の理事、副教育長、課長及び教育事務所長並びに学校(市町立学校を含む。)</u> その他の教育機関の長の任免に関すること	(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長等に専決させる事項、臨時に代理させる事項及び委任する事項について定めるものとする。 (議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる <u>事項</u> を議決するものとする。 (1)~(7) 略 (8) <u>教育庁の理事、副教育長、教育庁危機管理・広報監、課長及び教育事務所長並びに学校(市町立学校を含む。)</u> その他の教育機関の長の任免に関すること

改正前	改正後
<p>(9)～(15) 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>次に掲げる事項を</u>、教育長に専決させ、又は教育長が定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。</p> <p>(1) <u>教育長の職務を代行する副教育長の指定に関すること</u></p> <p>(2) <u>教育庁及び教育委員会の所管に属する学校(市町立学校を含む。)その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項のうち、前項第7号から第9号までに掲げる以外のこと</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(9)～(15) 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>教育庁及び教育委員会の所管に属する学校(市町立学校を含む。)</u>その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項(前項第7号から第9号までに掲げる事項を除く。)<u>を</u>、教育長に専決させ、又は教育長が定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。</p> <p>3・4 略</p>

(佐賀県教育委員会会議規則の一部改正)

第3条 佐賀県教育委員会会議規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>(委員長の選挙)</u></p> <p>第2条 委員長の選挙は会議において、無記名投票により行い、<u>有効投票の最多数を得た者(その者が、2人以上あるときは、これらの者のうちから、くじで定める者)をもって、当選人とする。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 会議の招集は、会議開催の日時、場所および会議に付議すべき事項をあらかじめ、各委員に通知して行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して、会議開催前までに<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(会議)</p>	<p>第2条 略</p> <p>第3条 会議の招集は、会議開催の日時、場所<u>及び</u>会議に付議すべき事項をあらかじめ、各委員に通知して行う。</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して、会議開催前までに<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(会議)</p>

改正前	改正後
<p><u>第5条</u> 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) <u>前回会議録の承認</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(傍聴)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>2 <u>委員長</u>は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号のほか、<u>委員長</u>が傍聴を不相当と認める者</p> <p>4 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 私語、談話<u>または</u>拍手等をする事</p> <p>(3) 議事に批評を加え<u>または</u>賛否を表明すること</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5 傍聴人は、<u>委員長</u>が傍聴を禁じたとき、<u>または</u>傍聴人の退場を命じたときは、すみやかに退場しなければならない。</p> <p>6 前各項のほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(<u>会議録</u>)</p> <p><u>第7条</u> 会議の次第は、<u>会議録</u>に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>会議録</u>は、事務局職員をして作成させる。</p> <p>3 <u>会議録</u>は、次の会議で承認を<u>えなければならぬ</u>。</p>	<p><u>第4条</u> 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) <u>前回議事録の承認</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(傍聴)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 <u>教育長</u>は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号のほか、<u>教育長</u>が傍聴を不相当と認める者</p> <p>4 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 私語、談話<u>又は</u>拍手等をする事</p> <p>(3) 議事に批評を加え<u>又は</u>賛否を表明すること</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>5 傍聴人は、<u>教育長</u>が傍聴を禁じたとき、<u>又は</u>傍聴人の退場を命じたときは、すみやかに退場しなければならない。</p> <p>6 前各項のほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(<u>議事録</u>)</p> <p><u>第6条</u> 会議の次第は、<u>議事録</u>に記載しなければならない。</p> <p>2 <u>議事録</u>は、事務局職員をして作成させる。</p> <p>3 <u>議事録</u>は、次の会議で承認を<u>得なければならぬ</u>。</p> <p>4 <u>議事録</u>は、前項に規定する承認を得た後、公表する。ただし、</p>

改正前	改正後
<p>(記載事項)</p> <p>第8条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会および閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席委員の氏名</p> <p>(3) 委員および傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名</p> <p>(4) 教育長等の報告の要旨</p> <p>(5) 議題および議事の概要</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) その他委員長または会議において必要と認めた事項</p> <p>(記載事項に関する異議)</p> <p>第9条 会議録に記載した事項に関して、委員が異議を申し立てたときは、委員長は、これを会議にはかつて決定する。</p>	<p>法第14条第7項ただし書の規定により非公開とした事項については、公表しない。</p> <p>5 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(記載事項)</p> <p>第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 教育長及び出席委員の氏名</p> <p>(3) 教育長、委員及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名</p> <p>(4) 教育長等の報告</p> <p>(5) 議題及び議事</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) その他教育長又は会議において必要と認めた事項</p> <p>(記載事項に関する異議)</p> <p>第8条 議事録に記載した事項に関して、委員が異議を申し立てたときは、教育長は、これを会議に諮って決定する。</p>

(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)

第4条 佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第8条 略</p> <p>2 副教育長は、教育長を助け、庁務を整理し、教育長不在のときは、その職務を代行する。<u>教育長に事故があり、または欠けたときは、その職務を行う。</u></p>	<p>第8条 略</p> <p>2 副教育長は、教育長を助け、庁務を整理し、教育長不在のときは、その職務を代行する。</p>

(佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第5条 佐賀県教育庁職員の職の設置等に関する規則（昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第1条 佐賀県教育庁に属する職員の職（臨時又は非常勤の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員の職並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により採用された職員の職を除く。）を除く。）の設置及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第19条第1項</u>に規定するその他の所要の職員の種類については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第1条 佐賀県教育庁に属する職員の職（臨時又は非常勤の職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員の職並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により採用された職員の職を除く。）を除く。）の設置及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第1項</u>に規定するその他の所要の職員の種類については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>

（佐賀県教育庁文書規則の一部改正）

第6条 佐賀県教育庁文書規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（教育委員会規則）            第3条 <u>法第14条</u>の規定に<u>基く</u>佐賀県教育委員会規則については、文書規程中規則に関する規定を準用する。            （教育長訓令）            第4条 <u>法第20条第1項</u>の規定に<u>基く</u>教育長訓令については、文書規程中訓令に関する規程を準用する。ただし、知事とあるのは佐賀県教育委員会教育長と読みかえるものとする。</p>	<p>（教育委員会規則）            第3条 <u>法第15条</u>の規定に<u>基づく</u>佐賀県教育委員会規則については、文書規程中規則に関する規定を準用する。            （教育長訓令）            第4条 教育長訓令については、文書規程中訓令に関する規程を準用する。ただし、知事とあるのは、<u>佐賀県教育委員会教育長</u>と読みかえるものとする。</p>

（附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正）

第7条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和33年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和28年佐賀県条例第7号)第5条第1項及び第7条第2項の規定に基づき、附属機関の委員(以下「委員」という。)の受ける報酬及び費用弁償の額を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年佐賀県条例第7号)第5条第1項及び第7条第2項の規定に基づき、附属機関の委員(以下「委員」という。)の受ける報酬及び費用弁償の額を定めることを目的とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、この規則による改正後の規定にかかわらず、その教育委員会の委員としての任期中に限り、教育委員会の委員長及び教育長に係る規定の適用については、なお従前の例による。